

お部屋探し サポートブック

＼借りたくても悩みや不安がある人のために／




神奈川県居住支援協議会


INDEX

**住まい探しを始める前に前に
支援者に確認すること
転居の必要性**
🔍 4・5ページ

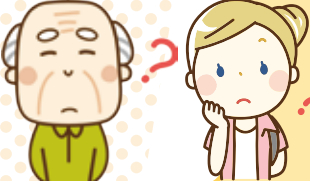
希望条件の確認
🔍 11・12ページ



住まい探しにかかる費用について
🔍 9・10ページ



家主と不動産屋の心配事を解消するために
🔍 13ページ～



住まい探しを支援してくれる法人情報 🔍 15ページ～

- 県内全域 …………… 16ページ
- 横浜・川崎地域 …………… 17ページ
- 主に県央地域 …………… 18ページ
- 主に湘南地域、三浦半島地域 … 19ページ
- 主に県西地域 …………… 19ページ



住まい探しにあたって	(1) 居住支援法人の役割	2
	(2) 居住は権利	3
	(3) 住まい探しの前に考えること	4
	(4) 住まい探しの基礎知識	5
	(5) さあ、住まい探し! 条件の立て方	11
	(6) 条件整理表	12
	(7) 情報共有・生活支援“見える化”資料	13
居住支援法人リスト	神奈川県内の居住支援法人リスト	15
	事例を通して法人の紹介	20
資料	セーフティネット制度について	22
	神奈川県内の居住支援協議会一覧	24
	居住支援法人ガイドブック作成会議	25

住まい探しにあたって

(1) 居住支援法人の役割



住宅確保要配慮者居住支援法人とは…

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。（住宅セーフティネット法第40条）

「居住支援法人」として新たに設立される性質のものではなく、既存の法人（民間企業や社会福祉法人、公益法人、NPO法人など）で、居住相談や見守りサービスの提供などの住まいに困った方々に対する居住支援に関する活動を行っている場合に、都道府県へ申請し審査を経て指定されます。

～抱え込まず、つながる～

◎ お部屋をお探しの方、居住支援法人をお探しの方へ

住宅確保要配慮者の賃貸住宅の入居に際し、不安な点は多くあります。しかし、神奈川県内には、居住支援法人の指定を受けて支援活動を実施している団体が多くあります。

本資料で、各居住支援法人の活動内容を知っていただき、繋がることで悩みや不安が解消されるように、有効に活用してください。

掲載されている居住支援法人は、対象としている住宅確保要配慮者や支援内容が、各居住支援法人により異なり、得意・不得意もあります。各居住支援法人の活動内容や活動地域を確認して、気軽に連絡を取ってみてください。



◎ 居住支援法人の指定を検討されている法人の方へ

指定を受けるために「何か特別なことをしなければならない?」、「ハードルが高そう・・・」とお考えではありませんか? 既に実施している活動が居住支援活動に該当し、多くの方々のニーズがあるかもしれません。本資料に掲載の居住支援法人の活動内容を参考にいただき、できる範囲で、一緒に連携を取りながら居住支援活動を進めていきましょう。

巻末に、居住支援法人の指定に関する案内を掲載していますので、参考にしてください。

◎ 既に居住支援法人の指定を受けている方へ

居住支援法人はスーパーマンである必要はありません。できないこと、不得意な分野は、他の居住支援法人とネットワークを構築しながら、住宅確保要配慮者やそのご家族、支援者をバックアップしましょう。抱え込まず、お互いの連絡網として、本資料をご活用ください。

(2) 居住は権利

居住は権利の基本である

よくハウジングファーストといわれ、居住は権利の基本といわれます。

なぜこのようにいわれるかというと、多くの行政サービスは住民基本台帳法（≒住民票）に紐づけられているので、国民健康保険・国民年金・介護保険・児童手当・マイナンバー・選挙人名簿登録などは全て住民票登録地が実務を対応することになっています。

少し具体的にいうと、住所を持たないと国民健康保険に入らず、国民皆保険制度からも外れてしまい、医者にかかる時には常に10割負担の自費診療が求められるため、結果として医療にかかることから疎外されてしまうということです。また、選挙人名簿に登録されないと、国民の権利として、選挙権（参政権）はあるのにその実務をする行政窓口がないために、実際には選挙での投票ができないということになります。

この事は、自分の力でお金を稼げる人は、自分の稼いだお金で暮らせばいいので、それほど政治に頼らなくても暮らせるはずですが、生活困窮者は市場の原理を通じては自分の生きるために必要なものを稼ぐことができないので、生存権を保障させるためにも、政治的な合理的配慮がなされるべきですが、その声を直接政治に届ける方法である選挙で意思表示ができないということになってしまいます。これ以上の権利侵害はありません。

このようなことがないように権利保障を求めるための意思表示ができるようにするための基本が住居を持つことなのです。

人は生きるために最低限必要なものとして、衣食住があると言われます。当然のことですが、着るもの、食べるもの、住むところというのがないと、人間は暮らしていけません。そして、人間が人間らしく生きるためにはもう一つのイショクジュウが必要といわれます。そのイショクジュウとは、医・職・充といわれ、医者にかかること、仕事をする、充実して生きるために何らかの役割を持つこととされています。先述のように医者にかかることや仕事をするを保障するためには住所は重要な要件になります。そういった意味でも居住が権利の基本となるのです。

これから人口急増期でもあった高度成長期に建てられた1980年に以前に建てられた住居が1160万もあります。当時の技術では強度的に限界を迎え、これから建て替えが必要な住居がたくさん出てきます。このために立ち退かなくてはならない人がたくさん存在するので、居住の問題はより重要性を増していきます。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成30年推計）」によると2040年代まで単身高齢者が増加するということが予測されています。2040年代に単身高齢者になる世代には、ロスジェネ世代という就職氷河期世代が多数含まれています。就職しようとした時に、バブル経済崩壊後の後処理のために、終身雇用制が崩壊し、人生の多くを非正規雇用で過ごし、退職金もなく、そもそも低賃金で生きてきたので、老齢年金も低額になることが予想され、安定した老後生活も期待できない世代です。この世代は低賃金故に、結婚することや子どもを持つことも予想できなかった世代でもあるので、単身で高齢化しているので、人間関係の貧困も抱えている可能性も強く、連帯保証人どころか緊急連絡先を依頼できる親戚も存在しない人たちが多く含まれます。このような人たちの居住を保障することは、まさに権利を保証することなのです。

(原稿執筆：一般社団法人インクルージョンネットかながわ)

(3) 住まい探しの前に考えること

～不動産店で聞かれることを、あらかじめまとめておきましょう～

本当に住まい探し(転居)が必要か？

転居することは、人生において一大イベントです。まして、高齢者や障害のある方、日本に馴染みのない外国籍の方にとっては、肉体的にも精神的にも負担になります。住み慣れた現在の環境で引き続き生活できれば、それに越したことはありません。

例えば、高齢者・障害のある方の場合、身体的特徴に応じて改修や模様替えをしたり、福祉用具を用いることで住み続ける方策もあります。まず転居ありきではなく、現状の生活の改善を図る一つの選択肢として、住み替えという手段があるという認識を持ちましょう。

◆よくある相談とその解決方法 1◆

相談内容	「家賃が負担。安い物件に転居したい。」
考え方	転居には費用がかかる。家賃が1万円程度安い物件を見つけて転居しても、転居費用に見合うか？
具体的な行動	現在の住まいの家賃を見直せないか、貸主（不動産店）に相談してみる。貸主に家賃の値下げの相談をすることはできないと誤解している方もいるようですが、まずは相談してみましょう。
結果	貸主に相談したら、家賃を下げた。現在の住まいに住み続ける。

◆よくある相談とその解決方法 2◆

相談内容	「大家さんに退去を言われている。」
考え方	退去の理由が、貸主にあるのか、相談者に原因があるのかを確認する。
具体的な行動	ア) 退去の理由が貸主の都合による場合 (老朽化による建替え、取り壊す等) イ) 退去の理由が相談者にある場合 (家賃滞納、近隣とのトラブル)

退去の通知を文書で受けているか？

⇒受けていないと、「言った」「言わない」のトラブルに発展する恐れがあります。

文書に退去の期日が明記されているか？

⇒転居の期限を明確にする必要があります。
また、借地借家法では、貸主からの契約解除は、6か月以上の期間を設けることとされています。

文書に転居に必要な費用の明記があるか(貸主が負担?金額は?)

⇒明記されていないと、契約や転居費用を自己負担しなければならない恐れがあります。

ご家族や行政の専門相談（生活福祉課、自立相談支援機関等）へつなぎ、生活再建を優先に考える。



確認ポイント

家族の理解・協力は得られているか？

「家族に迷惑をかけたくない」との理由で、契約の直前まで、住まい探しをご家族に全く相談なく進める方が多くいらっしゃいます。この場合、契約直前になって家族から「勝手に何をやっているんだ！」と反対され、キャンセルになったケースが多々、見受けられます。

時間をかけて貸主を説得するなど、親身になって協力して下さった不動産店からも心証を悪くし、今後の協力関係に影響を及ぼすことにもなります。

家族の理解と協力のもとで住まい探しをしていくことがベターですが、事情があって、どうしても難しい場合には、身近な支援者、相談機関に相談してみましょう。

転居後の生活イメージが理解できているか？

家賃が負担なので安い物件に転居したいという希望がある場合、家賃が安くなれば満足なのか、家賃が安くなると他の条件も比例して悪くなる（駅から離れる、日当たりが悪くなる等）ので、冷静に広い視野で考え、アドバイスする必要があります。

初期費用、毎月の家賃は支払えるか？

▶家賃はどれくらい払えるか？

毎月の収入から家賃としてどれくらい支出できるかを考えます（共益費・駐車場代も含めて試算）。

また、賃貸住宅から転居するのであれば、現在負担している家賃を基準にして考えることができます。

▶引っ越し費用はどれくらいかかるか？

荷物の量や距離にもよりますが、十数万円から数十万円かかります。また、引っ越し業者に不用品の処分や家電製品の取り付けを依頼した場合、別に料金が加算されることが多く、金額は様々ではありません。

引っ越し業者の見積もりを取る際は、必ず数社から取り寄せるようにアドバイスをしてください。

▶次の住まいを契約する費用はどれくらいかかるか？

9ページに記載の費用（家賃の3～6か月程度）を用意しておく必要があります。



（４）住まい探しの基礎知識

不動産流通（賃貸仲介）の仕組み

～不動産店はこんなプロセスでお部屋を紹介して契約しています～

①不動産店の仕事

基本的に部屋探しは、不動産店（賃貸仲介業者）で、物件を紹介してもらうこととなります。

不動産の賃貸を行う際に、貸主または借主が直接取引している場合は少なく、不動産店（賃貸仲介業者）が間に入ることが一般的です。

不動産店（賃貸仲介業者）が契約者双方の間に入り、手続き・契約締結をサポートすることで、適正化やトラブル防止が行われています。

不動産店（賃貸仲介業者）は、貸主と借主の間に入り、賃貸借契約を成立させる仲介役を担っています。

賃貸仲介は、貸主の「貸したい」と借主の「借りたい」という両者のニーズをマッチングすることが主な業務

です。物件を探したり、契約書を作成・締結したりと、さまざまな業務・手続きが発生します。

貸主と借主が直接取引をすることも可能ですが、不動産流通業界ネットワークシステムや専門知識がないことで、入居者が見つからない、物件が見つからない、適正に契約を締結することができない場合もあります。

不動産店（賃貸仲介業者）が仲介役を担うことで、契約条件の交渉や調整、法令に基づいた適正な契約手続きを行えます。

不動産店（賃貸仲介業者）に、さまざまな業務・手続きを依頼すると、労力削減やトラブル防止につながります。

賃貸仲介によって、契約締結した際には、不動産店（賃貸仲介業者）に仲介手数料を報酬として支払います。なお、賃貸仲介業を行うには、宅地建物取引業の免許が必要です。

賃貸仲介業の主な業務内容は、不動産流通業界ネットワークシステムへの賃貸物件情報の登録・掲載、広告制作、WEBサイトや電話での問い合わせ対応、店舗での来客対応、内見案内、入居申込、契約書作成、重要事項説明、契約締結、鍵受け渡し等です。

賃貸仲介業と併行して、管理業を行っている不動産店（賃貸仲介業者）もあります。管理業は貸主に代わって、物件を効率よく活用するためのサポートや提案を行います。貸主から委託を受け、物件の管理業務を担っています。主な業務内容は、入居者募集、賃料の徴収・管理、入居者のトラブル・クレーム対応、定期清掃、建物・設備の維持管理等です。

②不動産店が紹介する物件

不動産店（賃貸仲介業者）の主な仕事は、簡単に言えば、貸主にお客さんを紹介し、借主に物件を紹介することです。

不動産店（賃貸仲介業者）は、面識がない貸主の物件も紹介することができ、どの不動産店（賃貸仲介業者）でも、全国ほぼ全ての物件が紹介できます。それは、国土交通大臣指定の不動産流通機構が運営しているネットワークシステムに貸したい側（貸主）が物件情報を登録しておくこと、その物件情報を閲覧して、借りたい側（借主）に紹介できるからです。貸したい側（貸主）の不動産店（賃貸仲介業者）を「元付業者」、借りたい側（借主）の不動産店（賃貸仲介業者）を「客付業者」と呼ばれています。

不動産流通機構の会員である不動産店（賃貸仲介業者）は、他店の物件情報を入手できるので、不動産ポータルサイト（アットホーム、スーモ、ホームズ等）には、同じ物件を複数の不動産店（賃貸仲介業者）が掲載しています。複数の不動産店（賃貸仲介業者）を時間かけて廻っても、紹介される物件は、ほぼ同じになります。

不動産店（賃貸仲介業者）が紹介する物件の種類は大きく分けて5つです。自社物件、管理物件、他社物件、オーナー物件、専任物件です。

i) 自社物件とは

自社物件は、自社で所有している物件ですが、物件をたくさん所有している不動産店が賃貸仲介業を行っているのは少ないですが、入居すると賃料収入の売上が増えるので、わりと紹介されやすいです。

ii) 管理物件とは

管理物件は、物件の貸主である個人や法人から、不動産店（管理業併行業者）が管理委託料をもらって、管理業務を行っている物件のことです。物件を管理していて、管理業務が上手くいかないと、管理委託を外されることもあります。

管理業併行業者は、仲介部門と管理部門に分かれている場合もあり、管理物件を紹介しない場合もあります。

iii) 他社物件とは

他社物件は、自社で入居者に紹介するだけでなく、他社の不動産店（賃貸仲介業者）に紹介している物件で、

他社が管理している物件です。他社が貸したい側（貸主）の物件情報を登録し、借りたい側（借主）の不動産店（賃貸仲介業者）がその物件情報を閲覧して紹介します。不動産店（賃貸仲介業者）が紹介する物件数は、この他社物件が最も多いです。当然ですが、自社（1社）の物件数より、他社（複数者）の物件数の方が多いからです。

iv) オーナー物件とは

オーナー物件は、管理業者が入っていない物件です。貸したい側（貸主）が自分で管理しています。不動産店（賃貸仲介業者）は、貸したい側（貸主）と直接交渉できるため、融通も利きやすく条件交渉も通りやすいです。

v) 専任物件とは

専任物件は、貸したい側（貸主）が入居者募集を1社の不動産店（賃貸仲介業者）に任せている物件です。専任の不動産店（賃貸仲介業者）でしか紹介されない場合もありますが、不動産産流通業界ネットワークシステムに登録されている場合もあります。

大手、中小などの規模に関係なく、不動産店（賃貸仲介業者）が紹介できる物件は基本的に全て同じで、不動産店（賃貸仲介業者）は専任物件を優先的に紹介しています。

このように不動産店は様々な業務があり、紹介される物件もいろいろなプロセスを経て提供されていることが分かります。こうしたことをご理解の上、お部屋探しを進めていきましょう。

(原稿執筆：特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター)



「あんしん不動産」を“元付業者”
「しんらい不動産」を“客付業者”と呼ばれています。

他の不動産店の情報も共有してお客様に提供しています。

イラスト作成：神奈川県居住支援協議会事務局

連帯保証人と緊急連絡先について

お部屋探しの時に耳にする「保証人」には、次の2つの役割があるとされています。

①家賃支払い等の連帯債務者

借主が家賃を滞納した場合や生活上問題が発生した時に、借主と同等の立場で家賃支払いの債務を負う役割

②緊急時の連絡先

緊急を要する時に、借主と連絡が取れない場合などに貸主・不動産店から連絡を受ける役割

近年は、①の役割に個人に代わって会社（家賃債務保証会社）が保証することが一般的になっており、不動産店も家賃債務保証会社の債務保証サービスに加入してもらうことを条件にしていることが多いです。この場合、加入のための審査が必要になったり、保証料がかかりますが、誰かに連帯保証人をお願いする負担は無くなります。

※物件によっては家賃債務保証会社の加入に加えて個人の連帯保証人を求められることもあります。

②の役割は、年齢等に関わらず、住まいを借りる場合には必要になります。こちらは、緊急時の連絡先なので、金銭負担や生活上の責任問題には及びません。

なお、この役割は、親族に依頼するよう求められることが多いですが、場合によっては親族以外の方でも認められることもあります。

このように、一言で「保証人」と言われても役割が異なりますので、貸主・不動産店がどの役割を求めているのかを支援する方も、本人に代わって理解しておく必要があります。

住まいを借りる場合には、多くの方や機関との協力が必要となります。親族と疎遠な方は、居住支援法人と一緒に考えながら進めていきましょう。

家賃債務保証会社について

一般的に不動産店は、複数の保証会社を利用しています。A社で審査に通らなかったらB社で審査を受けてみるなどの対応も可能な場合があります。不動産店に相談してみましよう。

また、神奈川県指定の居住支援法人には、家賃債務保証を業務としている法人がありますので、こうした法人と連携を取りながら進めると良いでしょう。



費用について

一般的に、契約時および毎月必要となるお金として、以下の費用がかかります。

なお、近年は以下の項目にない初期費用や住宅確保要配慮者の入居の際に付加されることもあります。注意が必要です。



①契約時に必要になる費用

種類	説明	目安の金額
敷金	借主が家賃の不払いや不注意により部屋に損傷を与えたり、破損させた箇所がある場合の修繕費用や損害賠償金の債務を担保するために貸主に預け入れるお金です。したがって、契約終了時、負担すべき債務がない場合や余剰金がある場合は、借主に返還される性格のものです。	家賃の 1～2か月分
礼金	地域の慣習により、一時金として礼金の授受が行われることがあります。ただし、礼金の性格については、様々な考え方があり必ずしもはっきりしていません。礼金が授受される場合、その額は、一般的には月額賃料の1～2か月のようです。このお金は、契約終了時に返還されない性格のものです。	家賃の 0～2か月分
仲介手数料	居住用建物の賃貸借の仲介の場合、仲介業者が受領できる仲介手数料は、宅地建物取引業法(宅建業法)で限度が定められています(賃料の1か月分+消費税が一般的です)。	家賃の 1か月分+消費税
前家賃	賃貸借契約における家賃の支払いは前払いです。 契約時に入居する月の日割り家賃と翌月の家賃を支払います。	入居月の家賃(日割) +翌月の家賃
損害保険料	入居中に借り主の責任によって起きた火災や水漏れなどの損害を、貸主や損害を与えた他の入居者などに補償するために加入するものです。一般的に、借主の保険加入が契約条件となっていることが多くなっています。保険の種類によって、補償される範囲、補償額などの補償内容は異なりますが、契約条件に合う補償内容であれば、どの保険会社の保険に加入するかは借主が選択できることが多いようです。	15,000円 ～20,000円
保証料	連帯保証人を立てる代わりに、連帯保証の代行を家賃保証会社に依頼する際に支払います。万一、借主に家賃滞納があった場合は、家賃保証会社が一定の範囲で家賃を立て替えます。	家賃の 0.5～1か月 (保証内容による)
鍵交換費用	前の入居者に鍵を使われる等の事故を防ぐため、新しい鍵に交換するための費用です。	10,000 ～20,000円
プロパンガス会社への保証金	入居する物件がプロパンガスの場合、ガス会社へ保証金を支払います。これは、お部屋の「敷金」と同じ性格のものなので、契約終了時には原則返還されるものです。	10,000円程度 (ガス会社による)
その他	ペット可の物件の場合は、敷金が1～2か月分多く必要になることもあります。	
合計		家賃の3～6か月分

②毎月必要となる費用

種類	説明	目安の金額
家賃	お部屋を借りるのに必ずかかる費用です。	
共益費	「管理費」とも言われます。一般に共用部分の清掃費、電球の取替え、修繕費、エレベーター等の維持管理費や電気代などに充てる費用として各入居者が分担して負担するお金です。	2,000円程度 ～5,000円程度

③契約更新時に必要となる費用

種類	説明	目安の金額
更新料	賃貸借契約の更新に際して、借主から貸主に支払われる費用を更新料といいます。更新料はあくまでも契約条件ですので、更新料がない場合もあります。金額は契約次第ですが、更新後の新賃料の1か月分という例が多いようです。	更新後の家賃の 1か月分程度
更新手数料	貸主に支払う更新料とは別に、管理を行う不動産会社から、更新手数料を請求される場合がありますが、不明確な請求であれば、納得できるまでしっかりと確認しましょう。借主が更新事務などを不動産会社に代行してもらう場合は、あらかじめ業務内容と手数料を確認するようにしましょう。	物件や条件により 異なります。
損害保険料	契約時に加入した損害保険は、賃貸借契約期間に合わせて保険期間を定めることが多いので、更新時に再加入することが一般的です。保険料も再度必要になりますから、金額を確認しておきましょう。	①参照
保証料	損害保険と同様に、保証会社の保証期間も更新時に再加入することが一般的です。保険料も再度必要になりますから、金額を確認して用意しましょう。	①参照

契約に伴う書類等について

①「入居申込書」

希望にあった物件が見つかった場合、契約までの間、「その物件を確保する」という意味で、『入居申込書』という様式に記名・押印を求める不動産店が多くあります。これは、契約ではありませんので、記名・押印しても契約を交わしたことはありません。但し、記入後、キャンセルする場合は速やかに申し出ましょう。不動産店はその方とも、他の方とも契約できないままになってしまうからです。

②「重要事項説明」

不動産契約において、国家資格である「宅地建物取引士」が説明を義務付けられています。物件について重要な説明がありますので、よく聞いて、分からない点は質問するように伝えてください。(最後に説明を受けたという証に、記名・押印します。)

③その他

借りる方が準備する書類として、「身分証明書」や「現在の住まいの住民票」等を求められることがあります。

(5) さあ、住まい探し！条件の立て方

お部屋探しは“縁”です

家賃と他の条件は連動しています。例えば、今の住まいを基準に考えると、このようなことが想定されます。



要配慮者であってもなくても住まい探しは、“理想や希望”と“現実”のキャップを埋めていく作業です。家賃を安くして他の条件は今と同じ程度、という物件は難しいと考えましょう。

また、100%条件に見合った物件を探すことは困難です。お部屋探しのタイミングに、希望条件に近いお部屋に巡り合えれば、それが“縁”かもしれません。

『お部屋探しは“縁”』ということを頭において、住まい探しを進めるようアドバイスしてください。

戸建住宅と集合住宅の違い

戸建住宅にお住まいだった方が集合住宅に転居する場合、上下階や隣人の生活音など、今まで気にならなかった事が新たな悩みとなることがあります。

音の感じ方には個人差がありますので、アドバイスする際には、このような点も十分理解してもらおう、説明が必要になります。

県内には戸建借家も存在しますが、古い物件が多く、空き住戸も少ないようです。

希望の条件に「優先順位」をつけましょう

希望条件が全てあてはまることは、非常に稀なことです。

しかし、逆に、どうしても譲れない条件は必ずあるはずで。まずは、第一優先する条件を固めてみてください。そうすると、その条件を優先するために諦めなければならない条件が見えてきます。

お部屋をご紹介する不動産店も、条件に優先順位がついていると、お部屋を紹介しやすくなり、やりとりがスムーズに進みます。

(6) 条件整理表

項目	記入欄	記入例	優先順位
いつごろまでに転居したい?		*月ごろまでに	
希望の地域は?		**駅周辺 (徒歩*分くらいまで)	
希望の家賃は?		7万円まで	
必要な部屋の数		2部屋ほしい	
その他の希望		・1階 ・築10年くらい ・トイレと風呂は別 ・洗濯機置き場は室内 ・ペット可 ……など	
収入について	種類(年金、給与、生活保護等) _____ おおよその額 _____ 円/月		
保証人について			
緊急時の連絡先		娘(市内)	

(1) 条件整理表

◆目的

お探しの方の希望条件を整理する表です。これまで掲載された内容をお読みいただき、利用者の方と一緒に条件を整理してください。

なお、記入にあたっては、優先順位をつけると、不動産店も物件を紹介しやすくなります。

◆使い方

- ・ひながたをコピーしてお使いください。
- ・支援する方が、お探しの方と一緒に(聞き取りながら)記入してください。
- ・すべてを埋める必要はありません。
- ・優先順位をつけるか、最優先の条件に◎を付けてください。
- ・住まい探しの際は、不動産店に持参して、お店の人に見せてください。

(7) 情報共有・生活支援“見える化”資料記入例

【入居者のこと】

お名前(自署)	● 山 ■ 男	国籍 (言語)	日本
代筆者	△ 川 ◇ 子	(本人との関係)	担当 ケアマネジャー
現住所 等	物件申込時に「物件申込書」に記載するため省略		

【日ごろ連絡を取り合っている機関や窓口】

年 月 日現在

名 称	電話番号
地域包括支援センター	0467--****

関係者名刺貼付欄

裏面のひながたをコピーしてお使いください。

- 住まい探しにおいて、上記記載事項を不動産店が貸主へ説明する際に提供すること、入居後は管理情報として契約書と一緒に保管することについて同意します。

(2) 情報共有・生活支援“見える化”資料

◆目的

お探しの方の入居後の生活について、万が一の事態が発生した時に、貸主や不動産店が迅速に対応できるように、予め情報共有しておく資料です。

希望の住宅が見つかって、貸主や保証会社の審査を受ける時などに活用し、成約後は、不動産店が賃貸借契約書と一緒に「入居者情報」として保管することを想定しています。

◆使い方

- ・ひながたをコピーしてお使いください。
- ・支援する方が、お探しの方と一緒に(聞き取りながら)記入してください。
- ・内容に個人情報が含まれますので、ご本人に説明の上、**お名前と一番下のチェック欄は、ご本人の記入が必要です。**

(7) 情報共有・生活支援“見える化”資料

【入居者のこと】

お名前(自署)		国籍 (言語)	
代筆者	(本人との関係)		
現住所 等	物件申込時に「物件申込書」に記載するため省略		

【日ごろ連絡を取り合っている機関や窓口】

年 月 日現在

名 称	電話番号

関係者名刺貼付欄

- 住まい探しにおいて、上記記載事項を不動産店が貸主へ説明する際に提供することと、入居後は管理情報として契約書と一緒に保管することについて同意します。

神奈川県内の居住支援法人リスト












令和7年1月31日時点の神奈川県指定・住宅確保要配慮者居住支援法人の一覧です。
活動エリアごとに分けていますので、相談者のご希望や事情に合わせてご参照ください。


















最新情報は、神奈川県住宅計画課の
ホームページで確認できます。



法人の名称	事務所の所在地	相談等連絡先	業務区域	支援業務の対象者 (省令及び神奈川県賃貸住宅供給促進計画で定められた者)											QRコード		
				低額所得者	被災者(発災から3年以内)	高齢者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他障がい者	子育てをする者	外国人	生活困窮者	その他			
県内全域	ホームネット株式会社	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル	0120-460-560	神奈川県内全域	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	QRコード
	特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター	横浜市中区常盤町1-7横浜YMCA2階	045-228-1752	神奈川県内全域	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	QRコード
	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会	横浜市中区太田町2-22神奈川県建設会館4階	045-664-6896	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	QRコード
	一般社団法人家財整理相談窓口	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル	0120-166-077	神奈川県内全域	○	○	○	-	-	-	-	○(高校生相当以下)	○(日本語会話可能な方)	-	-	性的マイノリティ	QRコード
	特定非営利活動法人ワンエイド	神奈川県座間市相模が丘4-42-20	046-258-0002	神奈川県内全域	○	-	○	○	-	○	-	○(高校生相当以下)	○	○	児童養護施設退所者	QRコード	
	株式会社Casa	東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル30階	0120-97-5501	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大規模災害被災者、中国残留邦人、帰国被害者、犯罪(DV含む)被害者、新婚世帯、被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、性的マイノリティ、UJターン転入者、要配慮者への生活支援者	QRコード	
	一般社団法人インクルージョンネットかながわ	鎌倉市大船1-23-19秀和第5ビル3B	0467-46-2119	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	QRコード
	株式会社日本シルバーサポート	東京都目黒区目黒四丁目12番2号	03-6303-2280	神奈川県内全域	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	QRコード
	川崎ロイヤル株式会社	川崎市川崎区駅前本町26番地2	0120-155-935	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	DV被害者	QRコード	
	特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター	横浜市中区長者町5-49-1	045-315-4089	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○(発達障がい者、難病等慢性疾患者、高次機能障がい者)	○(高校生相当以下)	○	○	児童虐待を受けた者、犯罪被害者等、DV被害者、更生保護対象者等	QRコード
	一般財団法人カルチュラルライツ	横浜市青葉区あざみ野2-31-8	080-9017-9344	神奈川県内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	QRコード
	株式会社R65	東京都港区赤坂3丁目11-15VORT赤坂見附4階	050-3702-2103	神奈川県内全域	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	QRコード

法人の 名称	事務所の 所在地	相談等連絡先	業務 区域	支援業務の対象者 (省令及び神奈川県賃貸住宅供給促進計画で定められた者)										QRコード				
				低額 所得者	被災者 (発災か ら3年以 内)	高齢者	身体 障がい 者	知的 障がい 者	精神 障がい 者	その他 障がい 者	子育て をする 者	外国人	生活 困窮者		その他			
県内全域	株式会社 ウィータ	横浜市神奈川区 菅田町 1571番地2	045-550-7006	神奈川県内 全域	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	中国残留邦人、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者等、更生保護対象者等、新婚世帯		
	アルバス Japan 合同会社	相模原市中央区 相模原二丁目 2番 20号 山田ビル5F	042-866-0011	神奈川県内 全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	特定非営利 活動法人 リンクトゥマン マー	横浜市金沢区 富岡東6-30 E502	045-567-5858	神奈川県内 全域	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○ (在日ミャンマー人、在日インド人、在日パングラデシュ人)		
	株式会社 あんど	千葉県船橋市 湊町二丁目 5番4号 藤代ビル302	047-770-0300	神奈川県内 全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ナップ賃貸保証 株式会社	横浜市西区 浅間町1-7-1	0570-055-722	神奈川県内 全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	生活クラブ 生活協同組合	横浜市港北区 新横浜 2-2-15 パリアナビル5F	0120-472-379	神奈川県内 全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	サンハート 事業協同組合	東京都台東区 東上野三丁目 15番 12 エムプレイス 東上野 701号	050-1750-9988	神奈川県内 全域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ (インドネシア人)	-		
	IGOCOCHI 株式会社	川崎市高津区 久本1-6-8	03-6821-1847	神奈川県内 全域	-	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	DV被害者		
横浜・川崎地域	一般社団法人 生涯現役 ハウス	横浜市南区 高根町 3-17-12 KSビル 4階C号 (市精連内)	045-263-8100	横浜市	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-			
	特定非営利 活動法人 DV対策センター	横浜市青葉区 鴨志田町807 番地 5	045-482-3422	横浜市 青葉区	○ (若者、子育て中のひとり親家庭の母と子ども限定)	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者等、児童養護施設等退所者		
	社会福祉法人 真愛(居住支援 ウェル)	横浜市栄区 飯島町 1516-5	045-890-5275	横浜市 栄区、戸塚区、 港南区、鎌倉市	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-			

法人の 名称	事務所の 所在地	相談等連絡先	業務 区域	支援業務の対象者 (省令及び神奈川県賃貸住宅供給促進計画で定められた者)										QRコード		
				低額 所得者	被災者 (震災か ら3年以 内)	高齢者	身体 障がい 者	知的 障がい 者	精神 障がい 者	その他 障がい 者	子育て をする 者	外国人	生活 困窮者		その他	
横浜・川崎地域	株式会社 フォーユー	横浜市西区 高島1丁目 2-5 横濱ゲートタ ワー3階	045-900-5210	横浜市	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	DV被害者	
	社会福祉法人 悠々会	東京都町田市 能ヶ谷 4-30-1	070-3204-0460	川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特定非営利 活動法人 ピアたちばな	神奈川県川崎市 高津区久本 三丁目10-1 3階	080-8805-0704	川崎市 高津区、宮前区、 中原区	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
	有限会社 宝幢ハウジング (居住支援とも だち)	川崎市多摩区 登戸2974番 地	044-900-4221	川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	株式会社 One World	川崎市中原区 井田中ノ町 8番8号 ソルネンハイム 元住吉107	044-920-8123	川崎市、 横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中国残留邦人、ハンセン病療養所入所者等、北朝鮮拉致被害者等、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、性的マイノリティ、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	
主に県央地域	株式会社 トータルホーム	厚木市旭町 1-10-5	046-220-1414	厚木市	○	-	○	-	-	○	○	○	-	○	児童虐待を受けた者、DV被害者	
	株式会社 めぐみ不動産 コンサルティング	伊勢原市 伊勢原 1-21-16-1	0463-95-2667	伊勢原市、 秦野市、 平塚市	○	○	○	-	○	○	-	○	○	大規模災害被災者、DV被害者、ひとり親家庭		
	有限会社 MYJホーム	大和市 中央林間二丁目 11番6号	046-271-2020	大和市、 座間市、 相模原市	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
	社会福祉法人 三光会	相模原市 中央区東淵野辺 5-24-13	042-758-7733	相模原市、 厚木市、座間市、 海老名市、 大和市、愛川町	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	更生保護対象者等、性的マイノリティ	
	社会福祉法人 足跡の会	座間市 緑ヶ丘二丁目 1番30号 NeoArkBldg. 2-B	046-252-0777	座間市	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	

法人の 名称	事務所の 所在地	相談等連絡先	業務 区域	支援業務の対象者 (省令及び神奈川県賃貸住宅供給促進計画で定められた者)										QRコード		
				低額 所得者	被災者 (発災から3年以内)	高齢者	身体 障がい 者	知的 障がい 者	精神 障がい 者	その他 障がい 者	子育て をする 者	外国人	生活 困窮者		その他	
主に湘南地域・三浦半島地域	特定非営利活動法人 シニアライフセラピー研究所 (亀吉)	藤沢市 鶴沼海岸 七丁目20番 21号	0466-34-8550	藤沢市	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
	一般社団法人 アマヤドリ	神奈川県 三浦郡葉山町 堀内663 かざはや ファクトリー内	amayadori. stephouse@ gmail.com	横浜市、川 崎市、横須 賀市、鎌倉 市、逗子市、 三浦市、葉 山町	-	○ (18 歳 から 29 歳) (東 日 本 大 震 災 に よ る 被 災 者)	-	-	-	-	-	○ (18 歳 か ら 29 歳) (高 校 生 相 当 以 下)	○ (18 歳 か ら 29 歳)	※ 児童虐待 を受けた者、 児童養護施 設退所者等、 DV被害者、 犯罪被害者 等 ※ 18~29 歳に限る		
	社会福祉法人 いきいき福祉会	神奈川県 藤沢市 稲荷345	横浜： 045-438-3350 藤沢： 0466-31-0755 平塚： 0463-25-2773	横浜市、 藤沢市、 平塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
	株式会社貴奈美 (まるごと不動産)	横浜市港南区 日野五丁目 2番7号	0120-305-102	横浜市、川 崎市、横須 賀市、三浦 市、鎌倉市、 藤沢市	-	-	○	-	-	-	-	○ (ひ と り 親)	-	-	-	
	株式会社純粋	逗子市 逗子2丁目 1-15 井上ビル3階	046-845-9224	逗子市、鎌 倉市、三浦 郡葉山町、 横須賀市、 三浦市	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	DV被害者	
	株式会社裕山	茅ヶ崎市 香川三丁目 16番3号	0467-54-6051	茅ヶ崎市、 藤沢市、 寒川町	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	児童養護施 設退所者	
主に県西地域	社会福祉法人 小田原福祉会	小田原市穴部 377	080-7192-3828	小田原市、 南足柄市、 大井町、 松田町、 開成町	○	○	○	○	○	○	-	○ (高 校 生 相 当 以 下)	○	-	-	
	社会福祉法人 一燈会	足柄上郡 開成町吉田島 4341-1	0465-83-8686	足柄上郡開 成町、足柄 上郡大井 町、足柄上 郡松田町、 足柄上郡 中井町、中 郡二宮町、 南足柄市、 小田原市、 平塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	株式会社 新櫻宅建	小田原市 南鴨宮三丁目 9番3号	0465-20-9558	相模原市、 秦野市、厚 木市、平塚 市、藤沢市、 茅ヶ崎市、南 足柄市、足 柄上郡中井 町、足柄上 郡大井町、 足柄上郡 松田町、足 柄上郡山北 町、足柄上 郡開成町、 足柄下郡 箱根町、足 柄下郡真鶴 町、足柄下 郡湯河原町	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	

事例を通して法人の紹介

事例を通して法人の活動紹介 インタビューシート

法人名 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター

対象者 知的障害者

相談の経緯(直接?行政から?包括から?)

相談者のTさんが入居している、社会福祉法人が運営する障害者グループホームの管理者Sさんからの紹介

他機関との連携(どこと連携?それぞれの役割、苦労した事、つながって良かったこと)

当法人の「みんなにやさしい賃貸住宅居住支援相談窓口」の面談に、相談者Tさんが入居していたグループホームの管理者のSさんが同席して頂き、居住支援コーディネーターの相談員O会員が現在の生活状況を聞き取り、相談者Tさんの一人暮らしへの思いを共有しました。

当法人の居住支援業務部会で対応を協議し、物件の希望エリアに所在する流通・管理部会登録事業者の不動産店を紹介しました。

物件紹介は、OがSさんに情報提供してTさんに提示しました。内見案内に、Sさん、相談支援専門員さん、Oが同行し、賃貸借契約手続きには、SさんとOが同席しました。

現在は、相談支援専門員さん、自立生活アシスタントさん、家事ヘルパーさん、訪問看護師さん、後見人さん、通院先の医師やMSWさん、そしてやはり、Sさんといった地域の多様な支援により、快適な自立生活を継続されています。

対応で気を付けたこと(意識したこと)、難しかったこと

物件探しでは、通所先の作業所への距離を重視したエリアを選定するとともに、将来の生活保護費受給を考慮した賃料を絶対条件としました。

賃貸借契約の特約事項として、ゴミ出しルール違反等近隣からのクレーム発生、共同住宅内でのルール違反による改善勧告の際には、当法人等が協力して改善することが条件となりました。

入居後すぐに、水道の蛇口の水漏れが発生し、仲介した不動産店に電話連絡があり、物件管理業者のメンテナンス部を案内しました。

階下からの早朝の騒音クレームへの改善要求が2回あり、原因は朝4時に起きて、朝ご飯の準備で、歩き回っている音が響いていると思われたため、Sさんが「朝6時までは大きな音をたてないでね」とお伝えしました。

対応における「気づき」、感想

共同住宅でのトラブルは、障害者に限らず、多かれ少なかれ、それなりにあることで、特に戸建住宅での生活しか送って来なかった人には、経験しないと分からないこともあります。Tさんは、一人暮らしに移行する前にグループホームで生活していたので、共同住宅での一人暮らしにも慣れていかれることと思います。

その他(活動の想い、相談者の声など、上記以外のこと)

賃貸借契約締結までは、TさんとSさんの信頼関係もあり、Sさんの支援によって、上手く進めることができたように思います。何より、Tさんの『一人暮らしをしたい!!』という本人の強い気持ちが周辺の支援のベクトルも同じ方向に向かって進むことができました。

今後も、Tさんが地域で一人暮らしの生活を継続できるよう、みんなのやさしい気持ちを大切に連携して、支援を継続することが肝要であると思います。

事例を通して法人の活動紹介 インタビューシート



法人名 社会福祉法人小田原福祉会

対象者 高齢、精神障害、刑務所出所者

相談の経緯(直接?行政から?包括から?)

県地域生活定着センターの担当者より、服役後の住まいの相談が入る。
出所後の住まいに選んだ先が無料低額宿泊所。
約10カ月間、無料低額宿泊所に入居されるも入居者同士のトラブルをはじめ人間関係などを含め本人より転居したいと強い希望がある。
無料低額宿泊所から民間賃貸住宅を探すこととなり、本人と面談をした。

他機関との連携(どこと連携?それぞれの役割、苦労した事、つながって良かったこと)

不動産会社から情報を得て入居申込を出すのが、どこも保証会社の審査が通らず最終的に当居住支援法人を信頼しての家主との契約となった。
住いだけの問題だけではなく、地域に定着をはじめ生活の質の向上を図るため、本人を交えた各関係機関(社協による金銭管理・地域活動センターの利用・マンション管理人・家主・県定着センター・地域包括支援センター・行政・居住支援法人)との打ち合わせや地域会議の開催を実施し連携・協力体制を構築する。さらに入居後の見守り支援を当居住支援法人で担う。後方支援体制としてマンション管理人・家主・県定着センターのバックアップがあることで各関係機関がつながることができ連携の輪が切れることなく本人の安心・安全につながっている。

対応で気を付けたこと(意識したこと)、難しかったこと

居住支援法人だけでは、生活の質の部分は担えない、地域の資源の中から個々にあったサービスを組み合わせる過程で、住まい探し同様、支援事業所のパンフレットを見てもらい、実際に事業所へ足を運んで担当者との面談を含めた、お試し利用など興味を持って頂くためへのサポートを行う。その際、決して押しつけではなく自ら利用したと思えるような対応に心がけた。

対応における「気づき」、感想

地域のネットワークによるあたたかい支援が実を結んだ事例であった。
相談者の抱えている困りごとは、複合的で複雑な場合があり困りごとを的確に把握できる方は、ほとんどいません。そこで各関係機関が連携し、個々の専門性を活かして抱えている困りごとや解決方法に気づくことが重要と考えます。また、支援を考える過程で【何が必要か・誰が必要か】を念頭に置き、居住支援法人の業務に従事し邁進して参ります。

その他(活動の想い、相談者の声など、上記以外のこと)

地域密着型のネットワークによる暖かい支援が実を結んだ事例でした。
相談者より：今は天国です。きょう行く場所があること・きょう用事があることが生きがいにつながっています。



神奈川県



居住支援活動を行う法人の皆様へ

住宅セーフティネット制度 居住支援法人指定のご案内

県内で入居相談、見守りなどの生活支援を行う法人等を、県が「セーフティネット法に基づく居住支援法人」として指定する制度です。
住宅確保要配慮者※の民間賃貸住宅への入居にあたり、家主が安心して賃貸できるよう、支援に関するご協力をお願いします。

※住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などのこと。

住宅セーフティネット制度とは

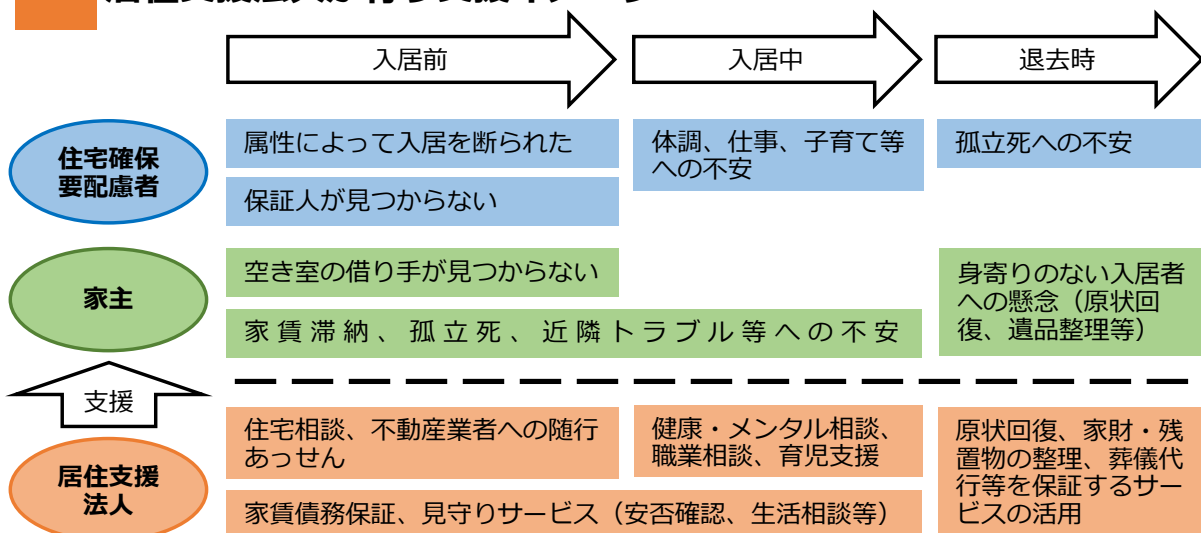
家主から住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を県などが受け、その登録情報の提供を行ったり、住宅確保要配慮者を対象とした入居相談、見守り等の生活支援を行う法人等を、県が居住支援法人として指定し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する制度です。

居住支援法人の行う業務

- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 等



居住支援法人が行う支援イメージ



国から居住支援法人への支援措置

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に係る活動に対して、国から支援を受けられることがあります。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

検索キーワード：「国交省 居住支援法人」

FAQ

Q. 居住支援法人の行う業務はすべて実施しなければならないのでしょうか。

A. すべての業務を行う必要はなく、どれか1つでも構いません。ただし、定款等に各業務の実施に関する記載があるなど、業務を行う備えが必要です。

Q. 株式会社ですが、指定を受けられますか。

A. 居住支援を目的とする株式会社であれば可能です。また、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人、財団法人を含む）、社会福祉法人も指定を受けることができます。

Q. 県内の市町村と連携して居住支援活動を行っています。どのように申請をすればよいのでしょうか。

A. 支援業務を行っている実績が指定の要件になっています。また、連携している市町村より、指定に関する推薦を受けることもできます。詳しくは下記の県ホームページをご覧ください。

居住支援法人の指定に関する事務手続きについて

神奈川県では事務取扱要綱及び審査基準を策定しています。

指定にあたっての判断基準等の詳細、申請書等の様式及び申請書に添付する書類などを、下記の県ホームページで公表していますので、ご覧ください。

申請・お問合せ窓口

居住支援法人制度については、下記の窓口までお気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課民間住宅グループ

TEL：045-210-6557 FAX：045-210-8889

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/kyojushien/sn-shitei.html>

検索キーワード：「神奈川県 居住支援法人」

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

神奈川県内の居住支援協議会一覧

協議会名	事務局	連絡先
神奈川県居住支援協議会	(公社) かながわ住まいまちづくり協会	045-664-6896
横浜市居住支援協議会	横浜市 住宅政策課 横浜市住宅供給公社	045-671-4121 045-451-7812
川崎市居住支援協議会	川崎市 住宅整備推進課 川崎市住宅供給公社	044-200-2997 044-244-7590
相模原市居住支援協議会	相模原市 住宅課	042-769-9817
鎌倉市居住支援協議会	(公社) かながわ住まいまちづくり協会	045-664-6896
藤沢市居住支援協議会	藤沢市 住宅政策課	0466-50-3541
茅ヶ崎市居住支援協議会	茅ヶ崎市 都市政策課	0467-81-7181(代)
座間市居住支援協議会	座間市 地域福祉課 自立サポート係	046-252-8566
厚木市居住支援協議会	厚木市 住宅課	046-225-2330



居住支援法人ガイドブック作成会議

メンバー（五十音順）

団体名
株式会社R65
一般社団法人インクルージョンネットかながわ
社会福祉法人小田原福祉会
一般社団法人家財整理相談窓口
特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター
一般財団法人カルチュラルライツ
社会福祉法人三光会
生活クラブ生活協同組合
ナップ賃貸保証株式会社
社会福祉法人真愛（居住支援ウェル）
特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター

オブザーバー

団体名
横浜市居住支援協議会
神奈川県 住宅計画課

事務局

団体名
公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会





お部屋探しサポートブック
～借りたくても悩みや不安がある人のために～
発行年月 令和7年1月
発行：神奈川県居住支援協議会